

令和6年第3回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和6年3月13日（水） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第7号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第8号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第8号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第9号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
5番 飯塚 利之 6番 浅野 均 7番 塙 佳樹
8番 柴 沼 栄 9番 菅谷 幸治 10番 飯島 栄
11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
4番 萩島 一郎
- 5 説明のため出席した者
事務局長 坂本 直親 農地係長 室町 直宏 主 任 中村 裕一
主 事 小岩 友義 主 事 中野 沙耶香 主 事 青木 祐哉
- 6 総会の大要 午後2時30分閉会

議長	只今，出席委員は11名で，欠席委員は4番 萩島委員です。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これより，令和6年第3回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，2番 大和田委員，5番 飯塚委員，以上2名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立して質問をお願いいたします。 また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。 なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。 それでは，議事に入ります。 報告第7号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	（報告第7号について議案書のとおり報告）
議長	只今の報告について，質問はございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしということで，報告第7号については原案通りといたします。 次に，報告第8号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	（報告第8号について議案書のとおり報告）
議長	只今の報告について，質問はございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしということで，報告第8号については原案通りといたします。 次に，報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	（報告第9号について議案書のとおり報告）

議 長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、報告第9号については原案通りといたします。それでは議案に入ります。
事 務 局	議案第8号について訂正があります。一つ目は申請番号1番の現況地目が畑とその他になっています。こちらはすべて雑種地です。二つ目は申請番号3番の農地区分が空白になっていますが、こちらは第2種ですので記入をお願いします。
議 長	議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から3番を、1番 下村委員から説明をお願いします。
下 村 委 員	1番 下村です。議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番から3番を説明いたします。去る3月4日、飯塚委員、岩瀬委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆446㎡です。申請事由はニンジンを作付するため、譲渡人より土地を譲受きたい、売買による所有権移転です。作付予定はニンジンです。譲受人はレンコン農家です。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆6,878㎡です。申請事由は現在も水稻を耕作している農地で、引き続き耕作を行うため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆567㎡です。申請事由は譲渡人が健康上の理由から離農することになり、買い受けてほしいと要望があったため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。 以上、調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、申請番号4番を5番 飯塚委員から説明をお願いします。
飯 塚 委 員	5番 飯塚です。申請番号4番について説明いたします。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆1,109㎡です。申請事由は近隣に所有している農地があり、将来的に水稻を耕作する田を増やすため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。近隣に所有する2筆の水田がありまして、そのうち1筆は遊休状態になっています。また、稲作を行う農機具の確認は出来ませんでした。以上のことから全部効率要件を満たすとは言えず、不許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	只今、下村委員、飯塚委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第8号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、申請番号1番から3番を許可、4番は不許可とすることに決します。 次に、議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、5番 飯塚委員から説明をお願いします。
飯 塚 委 員	5番 飯塚です。議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の説明いたします。去る3月4日、下村委員、岩瀬委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。現況雑種地3筆1,155㎡で、転用事由は、申請地に資材置場兼駐車場を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。現在、美浦村の方に資材置場がありますが、遠方であり借りている状況です 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆991㎡で、転用事由は、申請地に資材置場兼駐車場を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。以上、1番2番につきましては許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、申請番号3番から5番を、12番 岩瀬委員から説明をお願いします。
岩 瀬 委 員	12番 岩瀬です。議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号3番から5番について説明いたします。去る3月4日、下村委員、飯塚委員、私と事務局3名で調査を行いました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆636㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆2,566㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。 5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆1,050㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を新設したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。 3番から5番について、調査委員の意見としましては許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	只今、飯塚委員、岩瀬委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第9号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から5番を許可することに決します。 次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。1番から3番について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で22件あり、21件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定、1件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権設定になります。 1番から3番についてご説明いたします。3件とも中間管理機構を通しての新規賃借権設定になります。今回より備考欄に「経営基盤強化促進法の利用権からの移行」と記載しているものがございます。中間管理機構を通しての設定が初めてとなる場合、新規設定と記載しておりますが、中には従前の経営基盤強化促進法の利用権を設定しており、期間満了に伴い中間管理機構を通した利用権の方に移行したものがありますので今回より記載を追加しました。その他、詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、申請番号1番から3番については承認することに決します。次に4番、5番について審議いたします。 浅野委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。 (浅野委員一時退席)
議 長	4番から5番について事務局から説明願います。
事 務 局	4番から5番についてご説明いたします。どちらも中間管理機構を通しての新規賃借権設定となります。その他、詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、申請番号4番から5番については承認することに決します。 浅野委員の入室確認をお願いします。 (浅野委員入室確認)
議 長	次に6番から22番について審議いたします。 下村委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。 (下村委員一時退席)
議 長	6番から22番について事務局から説明願います。
事 務 局	6番から22番についてご説明いたします。16件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定、1件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権設定となります。その他、詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、申請番号6番から22番については承認することに決します。 下村委員の入室確認をお願いします。 (下村委員入室確認)
議 長	以上で、令和6年第3回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和6年3月13日

議長

署名人

2番

5番